



自社の企業財産を守り、他社の権利を侵害しないために 知的財産を守りましょう！



中小企業が地域経済を活性化させる担い手として活躍するには、各社が持つ優れた技術やアイデアを強みとして収益に結びつけ、成長を図っていく必要があります。そのような企業経営の中で重視すべきポイントが「知的財産」の保護です。

「知的財産」については、自社が所有する財産を保護するだけでなく、企業活動の中で他社の「知的財産」を侵害しないようにすることも重要です。他社の権利を侵害していれば、多額の損害賠償などにつながり、経営上の致命的なリスクになることもあります。今回は、中小企業が「知的財産権」を取得するメリットや活用できる相談窓口についてご紹介します。

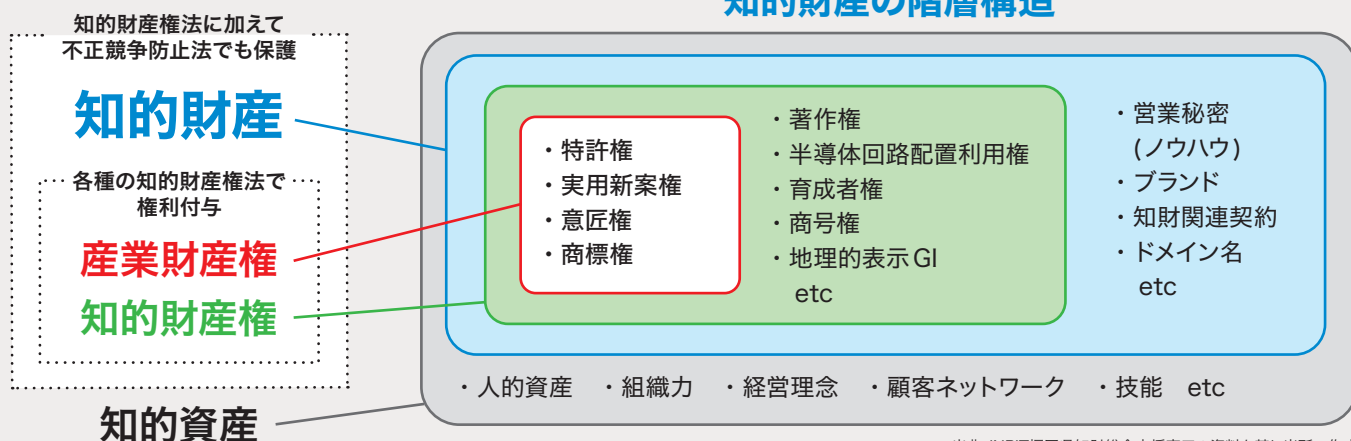
※本誌面は、「INPIT福岡県知財総合支援窓口」のご協力のもと作成しています。

知的財産とは？

「知的財産」とは、人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などで、財産的な価値を持つものの総称です。また、人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるようにしたのが「知的財産権制度」です。

知的財産のなかでも、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権らは法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利として、「知的財産権」といいます。

知的財産の階層構造



出典：INPIT福岡県知財総合支援窓口の資料を基に当所で作成

■主な知的財産の種類と関連する法律

特許庁や農林水産省への登録によって発生

特許権(特許法)

物や物を生産する方法等の発明を保護する権利。
保護期間：出願から20年(一部25年)



実用新案権(実用新案法)

物品の形状・構造に関する考案を保護する権利。
保護期間：出願から10年



登録を要さない(一部要件あり)

著作権(著作権法)

文学、芸術、美術等の精神的作品を保護する権利。
保護期間：死後70年
(法人は公表後70年、映画は公表後70年)



意匠権(意匠法)

「物品」「建築物」「画像」のデザインを保護する権利。
保護期間：出願から25年



商標権(商標法)

商品・サービスに使用する名称・マークを保護する権利。
保護期間：登録から10年(更新可能)



育成者権(種苗法)

植物の新品種を保護する権利。
保護期間：登録から25年(樹木は30年)



営業秘密(不正競争防止法)

ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制。



知的財産を取得・活用することで生まれる効果

有利な事業展開

- ・権利侵害に対する法的措置
- ・類似品の市場参入をけん制
- ・第三者へのライセンスによる事業拡大

技術開発力の向上

- ・自社技術の強みを見える化
- ・競合者間における競争力を強化

販売力の向上

- ・自社ブランドの構築
- ・技術力、オリジナリティのPR効果

社内の活性化

- ・創意工夫を促進して社内を活性化
- ・報奨制度や表彰制度で職員のやる気アップ

他社の知的財産を侵害しないために

自社の知的財産を守るだけでなく、新製品や新サービスのリリース前に、他社の知的財産を侵害していないか調査することは非常に重要です。コストをかけて開発した製品や技術が他社の特許権等を侵害していたら、その製品の製造・販売を中止しなければならないこともあります。そればかりか、多額の損害賠償を請求されるリスクもあります。

まずは「INPIT福岡県知財総合支援窓口」にご相談を！

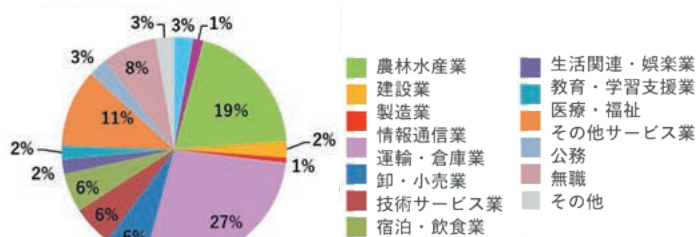
INPIT知財総合支援窓口は、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口です。令和5年度の県内の総合支援件数は3,514件で、個人事業主や小規模事業者を含む多くが利用しています。

INPIT 福岡県知財
総合支援窓口ポータルサイト

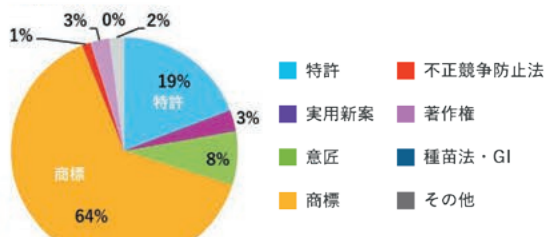


令和5年度の相談内容

<業種別>



<知財区別>



出典：INPIT福岡県知財総合支援窓口パンフレット

福岡市内の 相談窓口

天神

福岡市中央区天神4-4-11
天神ショッパーズ福岡8階
TEL:092-401-0761

吉塚

福岡市博多区吉塚本町9-15
福岡県中小企業振興センタービル6階
TEL:092-622-0035

福岡県の支援事例



福岡商工会議所の支援メニューもご活用ください！

もしもに
備える



海外知財訴訟費用保険制度 会員限定

詳細はこちら



中小企業が海外において、知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合、応訴等するための費用を補償する保険制度です。

ポイント

①国が保険料の半額を負担！（2年目以降の更新の場合は1/3を負担）※1

②高額になりがちな海外での係争費用が補償され、海外知財訴訟に円滑な対応が可能！※2

※1 国の予算成立が前提であり、補助の内容が変更となる場合があります。 ※2 中小企業基本法で定められている中小企業の要件を満たした場合が対象です。
※各保険の名称や補償内容は引受保険会社によって異なります。詳しくは当所HPをご確認ください。

【お問い合わせ】会員組織・共済グループ TEL：092-441-2845